

## 第 35 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 29 日（水） 10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 廣松毅
  - （委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
  - （専 門 委 員） 菅幹雄、野辺地勉
  - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
  - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか

### 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

#### 5 概 要

- 最初に、前回部会において、北村委員から質問のあった審査メモ中の「エ インターネット販売の把握」、中村委員から質問のあった同「商品手持額の把握」については経済産業省から、また、北村委員から質問があった同「調査期日の変更」、審議協力者である埼玉県から質問のあった「プレプリント事項の拡大」については総務省統計局から、それぞれ説明があった。
- 次に、今回の部会において、26 年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、本調査において「総売上高を把握」することの効果と懸念される事項について本部会における審議を整理した資料について、調査実施者と事務局から説明が行われ、適当であるとされた。なお、同資料に関して審議協力者である地方公共団体から発言された要望について、上記資料に記載の対応策に追加するかどうかを検討することとされた。
- 審査メモ中の、「4 経済センサスの在り方（前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応）」について、調査実施者から説明された。
- 次回の部会では、部会長と事務局において作成した答申（案）等について審議を行うこととした。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

#### （1）「インターネット販売の把握」について（第 34 回部会の宿題）

- ・ 今後、インターネット販売のシェアが伸びて、売上高に占める割合が高くなった場合は大企業に対しては実数で回答していただくなど、現在の「割合」による把握の方法については、将来的な課題として検討してほしい。
- ・ 小売物価統計調査の審議の際は、同調査が物価の変動、店頭価格を把握することが目的であり、また、統計技術上の問題から把握しないこととしたが、商業統計調査の

場合は構造統計であり販売形態を把握することは必要と考える。

- ・ 小規模事業所では、インターネット販売の実績を集計しておらず、伝票に遡って集計し直す必要があるところが多いので、一定の期間の伝票を抽出して割合を算出しても、実態と大きなかい離はないと考えられる。

## (2) 「商品手持額の把握」について (第 34 回部会の宿題)

- ・ 在庫残高に係る価格指数と在庫のフローに係る価格指数は品目の構成が異なるので、マージン額を把握するには、企業単位で総額を把握するよりも、個別の商品の情報を得る方が有用だと思う。
- ・ 商品別について調査できればいいが、事業者の保有する情報を統計調査の分類に合わせて組み替える作業が必要となり、困難な状況である。
- ・ 産業連関表側では、特別調査を実施して商品別のマージンについて把握する予定と承知しており、統計データが全くないというわけではない。
- ・ 事業所単位では、商品仕入額を把握しないが、仕入先別割合をどのように集計するのか。
- ・ 企業側と商品分類が異なるのであれば、統計側でコンバーターを作ればよいのではないか。
- ・ 企業側は商品名でなくコードで管理しているので、コードの照合に膨大なコストが掛かる。技術的には可能であるが、今すぐできる状態にはない。
- ・ 平成 26 年調査で商品別手持額を把握することは難しいが、商品別手持額が一次側で把握できれば、それは大変望ましい。統計技術的な問題を含めて、中長期的な課題として調査実施者に検討してほしい。

## (3) 「総売上高」を把握することの「効果」及び「懸念される事項」について

- ・ 総売上高を把握することの有用性は分かっているが、調査環境の悪化、情報保護意識の高まっている中での 26 年の同時実施であり、都道府県でもとり組みを進めているが、調査実施者においても、事業所数が非常に多いために調査員が集まりにくい地域への負担軽減、繁華街などの調査困難地域、情報保護意識の高い地域などへの何らかの対策について検討していただきたい。この点は、資料中の「今後の対応策」の中に追記してほしい。
  - ・ 御要望については、上記資料の対応策に記載できるかどうか、検討してほしい。
  - ・ 本社一括調査は大きなウェイトを占めていることから、本社が傘下の事業所に協力いただけるような広報活動を行うとともに、本社に強く要請してほしい。色々なテナントが入る商業施設の管理会社や関係団体にも同様に行ってほしい。また、調査名簿についても精度を上げてほしい。
- ←引き続きコミュニケーションの場を設け、工夫すべき事項等があれば真摯に対応していきたい。

## (4) 「4 経済センサスの在り方」(前回(平成 21 年)調査における今後の課題への対応)

- ・ 行政記録を使っても個人企業を把握するのは諸外国でも非常に難しく、また、他国の事例をそのまま導入するわけにもいかないという事情もある。そういう意味で、事業所

母集団データベースはいつになれば完成するかについては何とも言えない。一方で、名簿が整備されることにより、今までできなかった調査が次第に可能となり、また、精度が上がるのも確実なので、これに期待しつつ、技術的な蓄積を効率的に行っていくことが重要である。

- ・ 今回、売上高という非常に重要な統計データを把握するのであれば、母集団情報の整備にしか使わないのは、もったいない。回答者の負担、調査の手間、集計の手間をかける以上、調査実施者はもっと活用できないか研究してみる価値はあると思う。
- ・ せっかく基礎調査で得られた総売上高の情報を、どのように利用するかだけではなく、調査対象者の方々にどう還元するかということだろうと思う。これは、平成 26 年の調査が終わった後の大変大きな検討課題になるかと思う。
- ・ 事業所母集団の整備事業が基礎調査の替わりになるとすれば、母集団整備で行われる事業所への照会業務が、調査と同じような効果をもたらすか否かということにかかってくる。調査実施者は、照会の回答状況が不十分であることの一つの根拠として法的な強制力が無いことを説明されたが、照会業務の回答状況と基礎調査で行われた場合の母集団の把握がどれくらい違うかについては、定性的な評価だけではなく、定量的な評価がないと判断できないのではないか。  
←照会業務で 100%回答があったとしても行政記録の把握だけでは不足する部分があることを前提に回答させていただくが、例として新設事業所は統計調査結果から年ベースで約 28 万事業所であると想定され、そのうち行政記録情報でピックアップが可能な事業所は約 24 万事業所であると想定される。その中から照会業務で回答が得られるのは約半数の 12 万事業所、それに追加して行政記録情報のみで名簿に追加がなんとか可能な事業所が約 5 万事業所の計 17 万事業所が把握可能であると想定される。
- ・ 方向性としては、長期的に事業所母集団データベースができて、それを行政記録等を照会してメンテナンスし、アップデートするという仕組みに変えていくのが本来だと思う。したがって、基礎調査をいつまで続けるかというよりは、方向性として、照会業務の権限を強めるとか、効率的な整備をして専門家（プロファイラー）を育成して精度の高い情報を得られるような仕組みに変えていく必要がある。
- ・ 統計局作成資料の「経済センサスの枠組みについて」の記述の中で、「母集団情報の整備のための調査（基礎調査）」として、枠組みにはない（基礎調査）という文言を付記しているが、これは、26 年基礎調査を明示的に示すためという理解でよいか。  
←もともと括弧書き内の「基礎調査」とは記載されていないが、現行の基本計画との関係上分かりやすくするために入れたものである。
- ・ 経済産業省作成資料中、枠組みに基づき「経済センサス-基礎調査の実施の 2 年後に商業統計調査を実施することとして考えている。」と記載されているが、この記述は、現時点における経済産業省としての考えと理解してよいか。
- ・ 今、総売上高を 26 年で基礎調査を行うということは妥当と判断頂いたが、それに関する今後の利用の仕方に関してどうするかという問題提起があった。また、事業所母集団データベースによる整備事業と、事前の照会業務、それから基礎調査との関係をどのように整理するかという点、が指摘された。さらには、将来的に、基礎調査と事業所母集団データベースとの関係について、ビジネスレジスターがある程度整備され充実した段階では、その整備が基礎調査にとって代わるのではないかとも考えられる。平成 26

年以降の基礎調査の在り方に関しては、平成 18 年に取り決められた経済センサスの枠組みを超えた議論が必要になると考える。

- ・ 今回、基礎調査という形で実態を把握せざるを得ないのはよく分かるが、一方、個別の事業所・企業への照会に、単純に強制力を付与すればいいというものではない。回答をきちんと得るための方策を講じる必要があり、強制力が全てというような単純な議論ではなく、報告者側の便益も視野に幅広く検討して取り組んでほしい。
- ・ データベースを整備する専門家（プロファイラー）によるデータの吟味と照会も一つの方法であり、罰則を伴った強制だけが唯一の手段という考えではない。
- ・ 基本計画に係ることと思うが、実査担当セクションの体力、能力問題をきっちり踏まえておかないと、調査計画が絵に描いた餅になってしまうおそれがある。基本計画部会の中でとりわけ重要なビジネスレジスターの整備充実を踏まえて、育成あるいは資金的な対応についても議論してほしい。
- ・ 平成 18 年の経済センサスの枠組みと、統計法上規定されている事業所母集団データベースの整備に伴う照会業務、基本計画の 3 つをどういう形で整理するのか。基礎調査も 2 回目を迎え、これから平成 24 年分の統計法の施行状況に関して審議をしようとしている段階であるので、これまでの実績を踏まえて、この 3 つの関係についてどうするのかということについて、問題提起をしていく必要がある。
- ・ 26 年調査の諮問に関する答申において、これら 3 つの関係の問題に触れる必要があると考えている。具体的な答申案文は事務局、調査実施者と相談をさせていただきたい。  
また、経済センサスの枠組みの在り方も含む、今後の課題に関しては、事務局と調査実施者とで相談した上で整理をして、考え方のメモをできれば次回の部会に提出し議論していきたい。

## 6 次回予定

次回は、平成 25 年 6 月 5 日（水）13 時半から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。